

# 赤井川村スポーツ表彰規則

昭和 60 年 3 月 27 日

教委規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、スポーツ振興条例(昭和 60 年条例第 1 号)第 5 条の規定に基づき、スポーツの表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者)

第 2 条 赤井川村教育委員会(以下「委員会」という。)は、村内に在住する者で、心技ともに優れ、次の各号の一に該当する個人又は団体に対し、スポーツ賞・スポーツ振興賞・スポーツ奨励賞を授与して表彰する。ただし、スポーツ賞・スポーツ振興賞については、過去において受賞した者は除くものとする。

(1) スポーツ賞

スポーツの全道規模以上の大会に出場し、優秀な成績を収めた個人又はチーム

(2) スポーツ振興賞

村内のスポーツの健全な普及振興に著しく貢献した個人又は団体

(3) スポーツ奨励賞

スポーツの後志管内規模以上の大会に出場し、優秀な成績を収めた個人又はチーム

2 スポーツ奨励賞については前項第 3 号に定めるもののほか、これに準ずると認められるものは表彰することができる。

(表彰)

第 3 条 表彰は毎年 1 回 10 月に行う。

2 表彰を受けるべきものが表彰前に死亡したときは、追彰して遺族に贈るものとする。

(表彰の推せん)

第 4 条 各種のスポーツ関係機関・団体は、第 2 条の表彰を受けるにふさわしいと認める者があるときは、委員会に対し推せんをすることができる。

(表彰の決定)

第 5 条 第 2 条の表彰は、赤井川村スポーツ推進委員協議会の意見をきいて委員会が決定する。

(細目)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

赤井川村スポーツ表彰規則昭和 60 年 3 月 27 日 教育委員会規則第 3 号